

一般社団法人 名古屋ビルディング協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人名古屋ビルディング協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、ビルの経営管理等に関する総合的な調査研究及び普及啓発並びに会員相互の情報交流等の諸活動を行い、もって愛知県における都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講習会、研修会、講演会及び見学会の開催
- (2) ビルの経営、建設、管理及び需給動向等に関する調査研究
- (3) 関係団体の行う諸行事に対する協力
- (4) ビルの安全性、快適性等の向上及び都市空間の利用に関する調査研究
- (5) 広報誌及び図書の刊行紹介
- (6) 会員相互の連絡と業務の指導
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2.前項の事業は、愛知県内で行うものとする。

第 3 章 会 員

(資格)

第 5 条 本会の会員は、愛知県内にあるビルディングの所有者又は管理者で、本会の目的に賛同して入会した個人又は団体であり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(代表者の届出)

第 6 条 団体会員は、本会に対して代表者として権利を行使し義務を履行する者を1名定め、これを本会に届け出なければならない。

(入会)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、入会と同時に入会金を納入し、入会後は会費を納入しなければならない。

2. 入会金及び会費の額並びに支払方法は、総会において定める。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。
- (3) この定款その他の規則に違反したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあったとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 13 条 総会は会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第 14 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 入会金、会費及びその他会員が負担すべき本会の経費の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2.総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

- 第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2.会長に事故があるときは副会長、副会長に事故があるときは理事が総会の議長に当たる。

(議 決 権)

- 第 18 条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3.総会に出席できない会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2.議長及び出席した会員の中からその会議において選出された者2名以上が記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名

2.理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長とする。

3.前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2.会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2.会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統括する。

3.副会長は、会長を補佐する。

4.会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、会計及び財産の状況並びに理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2.監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2.補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3.理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、実費の支弁を妨げないものとする。

(顧問等)

第 27 条 本会に任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2.顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3.顧問及び相談役は会長の諮問にこたえ、意見を述べることができる。

4.顧問及び相談役の任期及び報酬等は、理事に準ずる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2.理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)本会の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2.会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。

3.理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、1週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2.前条第2項の規定は、議長について準用する。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、決議しようとする事項に関し、理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該事項につき異議を述べたときを除く。)は、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2.出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 34 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日までに、会長が作成しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2.前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3.第1項の事業計画書及び収支予算書は、理事会の承認を得て総会においてその内容を報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)公益目的支出計画実施報告書
- (4)貸借対照表

(5)損益計算書(正味財産増減計算書)

(6)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2.前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3.第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は総会決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2.本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 本会の公告は電子公告により行う。

2.事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補 則

(委員会)

第 41 条 本会に、業務に関する専門事項を審議するため専門部会を置くことができる。

2.専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第 42 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2.事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3.事務局長その他の職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の任免については理事会の承認を得るものとする。

4.事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1.この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3.本会の最初の代表理事である会長は、岡谷篤一とする。

4.社団法人名古屋ビルヂング協会の会員である者は、第1項の設立登記の日に本会の会員になったものとみなす。